

## 令和4年度事業開催について

令和4年6月16日

(公社)石川県理学療法士会 事務局

災害対策委員会

### 【開催指針】

- ・石川県の感染状況等に関するモニタリング指標においてレベル3以上、もしくは病床確保計画で定めるフェーズ3以上の場合は、原則として対面型の事業は行わない。ただし、関連団体が主催する会議等でオンライン形式が用意されていないものについては、その会議への参加の必要性を十分に判断し、必要な感染対策が施されていることを前提に参加を可能とする。
- ・参加者及び運営スタッフの安全の確保を第一とし、必要回数のワクチン接種（推奨）又は健康上の理由等でワクチン接種が困難な場合、事業実施前72時間以内に実施したCOVID-19に関する検査による陰性証明の提出を求める（推奨）。感染防止対策（別紙）を施すことを前提として開催する。また、対面型の企画であってもオンライン形式を併用するなどした企画運営を行うことを推奨する。

### 【事業開催イメージ】

事業主体	対象者	濃厚接触可能性	基本的な方針	区分
主催	会員のみ	高	中止 or オンライン形式に代替	A
		低	マニュアルに準じて開催 可能であればオンライン形式やオンライン併用形式に代替	B
	一般の方含む	高	中止 or オンライン形式に代替	C
		低	マニュアルに準じて開催 可能であればオンライン形式やオンライン併用形式に代替	D
共催 派遣事業	一般の方含む	高	中止 or オンライン形式に代替	E
		低	マニュアルに準じて開催 可能であればオンライン形式やオンライン併用形式に代替	F

\*濃厚接触可能性の考え方：手で触れること又はマスクなしで1m以内に15分以上接触があった場合

例) 実技や徒手介入を含むもの、長時間のグループワーク、飲食を伴うもの

\*共催・派遣事業時も県士会で定めた感染防止対策に準拠した対応が行われていることが前提であり、対応されていない場合は対面では行わない。

\*本指針は今後の動向に応じて変更していく可能性があることをご了承いただきたい。

## (別紙) 基本的な感染防止対策について

令和4年6月16日

(公社)石川県理学療法士会 事務局

災害対策委員会

### 【重要】はじめに

- 本感染対策指針は今後の動向に応じて随時内容の見直しを行い、追加・変更等を行っていく可能性があります。
- 各部局において対面型あるいはオンライン併用型の事業を企画する際には、本感染対策指針をベースにして、各事業に応じたマニュアルを策定し取り組んでください。
- 新型コロナウイルスに対応した保険に加入する場合には個人負担となります。対面型で事業を企画する際には、原則加入もしくは事業ごとに判断は担当理事に任せます。
- 士会で加入した保険は、新型コロナウイルス関連は、補償の対象外となります。

補償の対象：ケガ、急性心疾患、急性脳疾患、急性呼吸疾患（気胸、過換気症候群など）、細菌性食中毒、熱中症、低体温症、脱水症状など

### 基本的な考え方

- 運営スタッフは必要回数のワクチン接種を原則とし、現地活動が必要な場合は、勤務先の許可を得て行う。参加者を含め事業実施時あるいは事前事後における新型コロナウイルスの飛沫・接触・空気感染の可能性を最小限にとどめ、感染症の拡大を防ぐ。

### 最低限用意する備品

- アルコール消毒液、ビニール手袋、ペーパータオル、ゴミ袋、テープ、非接触型検温計、マスク、フェイスシールド（アイガード+マスクでも可）、スタッフ・参加者名簿

### 事前の準備

- 対面型もしくはオンライン併用型で開催する場合には、事前に事務局へ報告する。
- 感染対策の観点から、換気や間取りの悪い会場を選定しない〔換気効率を考慮すると4～5m<sup>2</sup>に1人（1.5m～2mのソーシャルディスタンス）が有効とされる〕。
- 会場の通常定員の半数以下の参加者数で企画する。
- スタッフは事業前後2週間、また、参加者も含め当日の健康チェックシートの提出、体調不良時には参加しないことを十分に周知しておく。尚、各所属機関で使用しているフォーマットがある場合は代用してもよい。
- スタッフや参加者に対し、マスクの持参と着用を要請する。
- スタッフ・参加者名簿を作成し、追跡が可能な状態にしておく。
- 受付等のスタッフは、フェイスシールドを着用する。

### 事業実施時

- 原則、参加者は体調不良や自覚症状がないこととする。
- 複数の窓を開放し、空気の流れを作る。
- 座席は十分な距離（およそ2m）を取り、対面を避けた配置とする。
- 2m以内で会話するときは、マスク着用を必須とする。

- 休憩時にも対面やマスクなしでの会話は避けるよう要請する。
- 飲食、喫煙時は、飛沫・接触のリスクが高まるので、集団では行わない。
- 手指消毒は会場にマニュアルがある場合はそれに従い、随時頻回に行える体制を整える。
- 開始前と終了時には使用物品をアルコールで十分に消毒する。
- 使用したペーパータオル類は使用した手袋に包んで、ゴミ袋に捨てる。
- 使用したゴミ袋は口を縛り、更にもう一つのゴミ袋に入れて口をしぼって捨てる、または持ち帰る。
- 事業終了後、COVID-19に関する検査で陽性となった場合、速やかに担当理事に報告する。

(参考) モニタリング指標等

項目	レベル0又は1 (感染要注意)	レベル2 (感染拡大注意報)		レベル3 (感染まん延特別警報)	レベル4 (感染拡大緊急事態)	
		(感染拡大注意報)	(感染拡大警報)	(感染まん延特別警報)	(感染拡大緊急事態)	
	安定的に医療が対応	感染者に増加傾向 医療負荷が生じはじめている		・病床利用率50%以上 ・一般医療を相当程度制限しなければならぬ状態 ・強い対策(まん延防止等重点措置等)が必要	・一般医療を制限してもコロナ医療に対応できない状態 ・災害医療的な対応として国が都道府県を支援	
医療負荷	病床利用率 カッコ( )内は現在の確保病床数(501床)の場合	20%未満 (101床未満)	20%以上 (101床以上)	30%以上 (151床以上)	50%以上 (251床以上)	-
	重症病床利用率	同上	同上	同上	同上	-
感染状況	新規感染者(週/10万人) カッコ( )内は1週間の新規感染者数	20人未満 (227人未満)	20人以上 (227人以上)	30人以上 (340人以上)	50人以上 (567人以上)	-
	経路不明者	上記の半分	上記の半分	上記の半分	上記の半分	-

(参考) フェーズ指標

Phase	1	2	3	4	5
石川県内の状況	【平時】 流行なし	【流行開始または減少・小康状態】 ・新型コロナウイルス及びCOVID等の感染症が国内及び近隣県で発生を確認されている。	【当該地域での流行を確認】 ・県内でのCOVID等の感染拡大。 ・指定医療機関入院患者が増加。	【当該地域での流行拡大】 ・COVID等の感染症が注意-警報。 ・指定医療機関の入院患者増加に伴い、病床利用率が県の水準を超える場合。	緊急事態宣言
運営	【通常通りの運営】 ・平常時のため制限なし。	【厳重な感染対策の上、研修及び事業を開催】 (会場)人数制限:収容人数の半分(開催時間)1時間を目安。延長なし。	【リモートへ代替】 ・基本はリモート等で事業を実施。 ・対面事業は十分検討する。(開催する場合) ・人数制限、開催時間を短縮。 ・開催環境の確認。	【原則オンラインによる事業等の実施】 ※社会情勢を考慮。また、各医療機関の感染対策を元に活動する。	対面事業は全面禁止
感染予防策	【状況に応じて対策を行う】 ・マスク着用に関しては勤務先の対策及び季節や社会状況で判断。 ・手指衛生:アルコール等を使用。	【感染予防策の強化】 ・マスク、アイシールド:必着 ・手指衛生:アルコール携帯 ・対人距離:2m及び接近は最小限	【感染予防策を厳重に行う】 ・マスク、アイシールド:必着 ・手指衛生:アルコール携帯 ・着用する服装は必要に応じてビニール系のものを検討 ・対人距離:2m及び接近は最小限	【原則リモートのため必要時のみ】 ・対外活動が必要な場合、対人距離を十分にとり、接近しない。 ・標準感染予防策を行う。	
個人対応	【平時の体調管理、モニタリング】 ・各個人において、外出前の検温、症状チェック(日常及び活動時)	【体調管理を厳重に行う】 ・各個人において、外出前の検温、症状チェック(日常及び活動時)	【体調管理を厳重に行う】 ・対面活動時のみレベル2の対応に準拠。	【体調管理を厳重に行う】 ・対面活動時のみレベル2の対応に準拠。	
事業参加の可否	(参加) ・症状なし。呼吸器症状、倦怠感がある場合は要相談。 (欠席) ・発熱あり、海外渡航歴がある場合は流行状況に準じる。	(参加) 症状なし。既感染及び県外・海外移動歴がある場合は要相談。 (欠席) 風邪症状、発熱、呼吸器症状あり、濃厚接触の可能性のある場合。	レベル2の対応に準じる。	レベル2の対応に準じる。	
対象者対応	【制限なし】 ・対象者の体調不良時は双方でマスクの着用。	【用手接触は最小限】 ・現地活動が必要な場合は、勤務先の許可を得て行う。 ・用手接触、活動前後の手指衛生を徹底。	【必要時以外、用手接触を控える】 ・レベル2の対応に準じる。 ・現地活動が必要な場合、口頭での指導を中心に計画。手指衛生の徹底。	【原則、オンラインでの活動】 ・本職業務ではない限り、接触をしない方法で計画、実施。	
環境整備	【通常対応】 ・使用器具の汚染等は洗浄、乾燥を行う。 ・環境清拭、換気は必要に応じて行う。	【環境清拭等の強化】 ・環境清拭。使用機器、物品の消毒。 ・汚染等した場合は洗浄、乾燥を必ず行う。 ・換気を常時行う。	【環境清拭を厳重に実施】 ・レベル2に準じる。 ※換気ができない可能性がある場合は、開催判断を十分に考慮する。	【各医療機関の感染対策を優先】 ・各医療機関での物品不足が懸念される場合、事業開催は見送る。	